

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（行使による株券等の買付け等が適用対象となる新株予約権）</p> <p>第二条の二の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権の全部が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する新株予約権とする。</p> <p>一 株券等の買付け等を行う者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。</p> <p>二 当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。</p> <p>三 当該新株予約権に係る新株予約権証券の募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権(令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合(当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。)以外の場合とする。

一 新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 (略)

(関係法人等)

第二条の四 (略)

2 令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特

(特別支配関係にある法人等から除かれるもの)

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等(令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。)を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権(令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(関係法人等)

第二条の四 (略)

2 令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特

定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該特定買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であつて、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五（略）

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五（略）

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。

ロ (略)

二 (略)

3～5 (略)

(特別関係者で除外される者等)

第三条 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者（その者が当該株券等の発行者であつて、当該株券等が第二条の三第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合を除く。）とする。

2・3 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。

ロ (略)

二 (略)

3～5 (略)

(特別関係者で除外される者等)

第三条 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者とする。

2・3 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等（引受けの場合（法第二十六条第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

イ 法第二十六条第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日

ロ 法第二十六条第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して当該新株予約権を行使することにより取得した株券等 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して六十日を経過した日

三〇十二 (略)

2 (略)

(議決権の数の計算等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株券等（引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後所有するものを除く。）

(新設)

(新設)

三〇十二 (略)

2 (略)

(議決権の数の計算等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決

権の数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ 株券等の買付け等を行う者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること

ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること

二七七 (略)  
4・5 (略)

権の数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

(新設)

(新設)

(新設)

二七七 (略)  
4・5 (略)

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）            の）            第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）</p> <p>イ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条及び第十七条において同じ。）を経過した日</p>	<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）            の）            第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）</p> <p>(新設)</p>

ロ 法第二条第六項第三号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して当該新株予約権を行使することにより取得した株券等 当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日を経過した日

三・四 (略)

五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等(約定日から五日以内に受渡しを行うもの)に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。

六〇十一 (略)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ 株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること

ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百二十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の

(新設)

三・四 (略)

五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等(約定日から五日(日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。))以内に受渡しを行うもの)に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。

六〇十一 (略)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数

(新設)

(新設)

(新設)



全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること

二〇九（略）

2（略）

（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合）

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日から五日以内

二・三（略）

二〇九（略）

2（略）

（特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合）

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日から五日（日曜日その他令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条において同じ。）以内

二・三（略）

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款 通則（第四条・第四条の二）</p> <p>第二款 第五款（略）</p> <p>第二節 第七節（略）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款 通則（第四条）</p> <p>第二款 第五款（略）</p> <p>第二節 第七節（略）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十二（略）</p>

十二の二 適格投資家向け投資運用業 法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。

十二の三 適格投資家 法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をいう。

十三〜五十 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十三 (略)

十四 法人関係情報 法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）に準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定（法第六十七条第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）に係る公表されていない情報をいう。

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第四条 令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約（同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百四十七条第三号において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有

（新設）

（新設）

十三〜五十 (略)

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十三 (略)

十四 法人関係情報 法第六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）に準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。

第四条 令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約

（同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百四十七条第三号において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有

者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額（以下この条において「引受総額」という。）が百億円を超える場合において他の者（資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。）と共同して当該協議を行うものであつて、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二 (略)

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第四条の二 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2 法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額（以下この条において「引受総額」という。）が百億円を超える場合において他の者（資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。）と共同して当該協議を行うものであつて、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二 (略)

（新設）

(登録の申請に係る使用人)

第六条 令第十五条の四第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

2 (略)

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 本店等の名称及び所在地

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 第二種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ〇八 (略)

ニ 法第二十九条の五第二項に規定する業務を行う場合には、その旨

八 (略)

(登録の申請に係る使用人)

第六条 令第十五条の四第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同条第一号又は第三号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

2 (略)

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(新設)

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 第二種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ〇八 (略)

(新設)

八 (略)

九 投資運用業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 投資運用業の種別（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同号ロに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同項第十四号に掲げる行為及び同項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る同号に掲げる行為に係る業務の種別をいい、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、その旨を含む。）

ロ～ホ （略）

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十六条 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあつては、受渡期日）の翌日（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）を経過した日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

九 投資運用業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 投資運用業の種別（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同号ロに掲げる契約に係る同号に掲げる行為、同項第十四号に掲げる行為及び同項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る同号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

ロ～ホ （略）

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十六条 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあつては、受渡期日）の翌日以後に所有するものを除く。）に係る議決権

六 (略)

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十六条の二 令第十五条の十の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。次号において同じ。)に応じて取得した当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡しないこと。

二 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に依りて取得した当該有価証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該有価証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。)を行う者と当該売付け勧誘等に依りて当該有価証券の買付けを行おうとする者との間において、当該買付けを行おうとする者が買付けけた当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

(特定投資家に準ずる者)

第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その保有する資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の合計額が百億円以上で

六 (略)

(新設)

(新設)

ある厚生年金基金及び企業年金基金

二 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、当該組合契約、匿名組合契約又は有限責任事業組合契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であること（イに該当する場合を除く。）。

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する個人（ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) 当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であること。



(2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であること（イに該当する場合を除く。）。

（適格投資家から除かれる者）

第十六条の四 法第二十九条の五第四項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利（その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。）を適格投資家以外の者が取得している特別目的会社（第三十三条第二項に規定する特別目的会社をいう。）とする。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

（登録申請書の記載事項）

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ・ロ (略)

(削る)

二〇九 (略)

十一 本店等の名称及び所在地

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人(第四十四条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

三〇八 (略)

2 (略)

(信託受益権等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第一

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ・ロ (略)

ハ 投資助言・代理業に関し、法第三十三条の三第一項第五号の営業所又は事務所の業務を統括する者及び部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

二〇九 (略)

(新設)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人(第四十四条第一号イからハまでのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

三〇八 (略)

2 (略)

(信託受益権等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第一

項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利（以下「信託受益権等」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）

三 十六 (略)

2・3 (略)

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（以下「出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利（以下「信託受益権等」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項

三 十六 (略)

2・3 (略)

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（以下「出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 出資対象事業の運営に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名(当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)、役割及び関係業務の内容

ホ 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、次に掲げる者の商号、名称又は氏名(2)に掲げる者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)、役割及び関係業務の内容

(1)・(2) (略)

へ〜リ (略)

三 (略)

2・3 (略)

(投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

二 出資対象事業の運営に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

ホ 出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業であるものである場合にあつては、次に掲げる者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容

(1)・(2) (略)

へ〜リ (略)

三 (略)

2・3 (略)

(投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（権利者のために運用を行う権限の全部又は一部を法第四十二条の三第一項に規定する者に委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）をする場合における当該者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び当該委託の概要を含む。）

四 投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨

2  
(略)

(投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

第一百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合における当該委託を受けた者の名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び当該委託の範囲を含む

三 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（権利者のために運用を行う権限の全部又は一部を法第四十二条の三第一項に規定する者に委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）をする場合における当該者の商号又は名称及び当該委託の概要を含む。）

(新設)

2  
(略)

(投資一任契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

第一百七条 投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。）を行うことを内容とする金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部の委託をする場合における当該委託を受けた者の名称及び当該委託の範囲を含む。）

。

二〇九 (略)

十 投資一任契約に基づき権利者のために運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨

2 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 二十四の四 (略)

二十四の五 有価証券(預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。)の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為(当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号。第二百二十三条第一項第二十六号及び第二十七号並びに第五十八条の三において「取引等規制府令」という。)第十条各号(第一号から第五号まで及び第十七号を除く。))又は第十一号各号(第一号から第三号までを除く。))の取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引

二〇九 (略)

(新設)

2 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 二十四の四 (略)

二十四の五 有価証券(預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。)の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為(当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号。第二百二十三条第一項第二十六号及び第五十八条の三において「取引等規制府令」という。)第十条各号(第一号から第五号まで及び第十七号を除く。))又は第十一号各号(第一号から第三号までを除く。))の取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の

に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為)

二十五 顧客(特定投資家を除く。)に対して、有価証券に係る次に掲げる書類(第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。)が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)及び同項第九号に掲げる行為を行うこと(当該行為の前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。)

イ 法第五条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。)  
ロ〜ヘ (略)  
ト 法第二十四条の五第十五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)

チ イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であつて英語で記載されたもの

リ (略)  
二十六〜三十 (略)

管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為)

二十五 顧客(特定投資家を除く。)に対して、有価証券に係る次に掲げる書類(第二百七十五条において「外国会社報告書等」という。)が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)及び同項第九号に掲げる行為を行うこと(当該行為の前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。)

イ〜ホ (略)  
(新設)

ヘ イからホまでに掲げる書類の訂正に係る書類であつて英語で記載されたもの

ト (略)  
二十六〜三十 (略)

三十一 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）又は処分する自己株式の引受人となる場合において、これらの有価証券（当該委託金融商品取引業者が同条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員（当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る同条第十一項第一号に掲げる行為（当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと（第五十条第四号に規定する旨（同号イに係るものに限る。）を顧客に説明した場合を除く。）。

三十二 (略)

三十三 有価証券の引受け（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う行為に限る。）を行う場合において、次に掲げる行為を行うこと。

イ 法第二条第六項第三号に規定する新株予約権の行使の勧誘に

三十一 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等をする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員（当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと（第五十条第四号に規定する旨（同号イに係るものに限る。）を顧客に説明した場合を除く。）。

三十二 (略)

(新設)



関して、同号に規定する新株予約権証券を取得した者に対し虚偽のことを告げる行為

ロ 法第二条第六項第三号に規定する新株予約権証券を取得した者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて同号に規定する新株予約権の行使の勧誘をする行為

22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一十三 (略)

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。)の投資主(同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。)及び令第十五条の十の二各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一十三 (略)

(新設)

十四〇二十六 (略)

二十七 令第三十一条に規定する買集め行為であつて、取引等規制府令第六十二条に定める基準（同条第二号に係るものに限る。）に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況

イ 当該買集め行為を行うに際し、その相手方に対して、当該買集め行為が当該買集め行為により買い集めた株券等（令第三十条に規定する株券等をいう。ロにおいて同じ。）を当該買集め行為後直ちに転売することを目的とするものであることを約すること。

ロ 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある場合にあつては、当該買集め行為を行った後、直ちに、次に掲げる事項を令第三十条に定める公表の措置に準じ公開すること。

- (1) 当該買集め行為を行った旨
- (2) 当該買集め行為により買い集めた株券等の銘柄
- (3) 当該買集め行為により買い集めた株券等に係る議決権の数  
(令第三十一条に規定する議決権の数をいう。)の合計
- (4) 当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある旨

2  
5  
(略)

(投資運用業に関する禁止行為)

十四〇二十六 (略)

(新設)

2  
5  
(略)

(投資運用業に関する禁止行為)

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 次に掲げる者が有価証券の引受け等（法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。第四百四十七条第四号、第五百十三条第一項第十三号及び第五百四十四条第七号において同じ。）を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）の額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券（当該者が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券）を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

十・十一 (略)

2 (略)

(運用権限の委託に関する事項)

第三百三十一条 法第四十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。以下この条にお

第三百三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～八 (略)

九 次に掲げる者が有価証券の引受け等（法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。第四百四十七条第四号、第五百十三条第一項第十三号及び第五百四十四条第七号において同じ。）を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

十・十一 (略)

2 (略)

(運用権限の委託に関する事項)

第三百三十一条 法第四十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。以下この条にお

て同じ。)をする旨及びその委託先の商号又は名称(当該委託先が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。)

二・三 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第四百七十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社(元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者(以下この号において「引受幹事会社」という。))であつて、当該有価証券の発行価額若しくは当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額(当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。)のうちその引受けに係る部分の金額(以下この号において「引受額」という。)が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくないものをいう。以下この款において同じ。)である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影

て同じ。)をする旨及びその委託先の商号又は名称

二・三 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第四百七十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社(元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者(以下この号において「引受幹事会社」という。))であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額(以下この号において「引受額」という。)が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくないものをいう。以下この款において同じ。)である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込み（法第二条第六項第三号に掲げるものを行つている場合にあつては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使）の額が当該金融商品取引業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、その行う投資助言業務に関して当該有価証券（同号に掲げるものを行つている場合にあつては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは買付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 （略）

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券（当該有価証券の引受人となる委託金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同

四 有価証券の引受け等を行っている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該金融商品取引業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、その行う投資助言業務に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 （略）

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券の売買の媒介（当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの

号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。  
以下この号において同じ。）の売買の媒介（当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

イ・ロ（略）

五（略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）  
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第一百七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）

の引受人となる場合であって、当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。）に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為  
イ・ロ（略）

間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

イ・ロ（略）

五（略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）  
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第一百七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）

の引受人となる場合であって、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ・ロ（略）

四 (略)

五 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間に  
おいて、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧  
客に当該有価証券（当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三  
号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定する新株予約  
権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において  
同じ。）の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしているこ  
とを知らながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当該有価証  
券を売却すること。

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び  
利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）  
の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当  
該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券（当  
該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う  
場合にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することによ  
り取得する有価証券。以下この号において同じ。）を売却するこ  
と（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ〜ハ (略)

七〜十二 (略)

十三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の  
引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等  
に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み（当該親法人等  
又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている

四 (略)

五 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間に  
おいて、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧  
客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をし  
ていることを知らながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当  
該有価証券を売却すること。

六 有価証券（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び  
利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。）  
の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当  
該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売  
却すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ〜ハ (略)

七〜十二 (略)

十三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の  
引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等  
に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法  
人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況

場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

十四 (略)

2～4 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)  
第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、顧客に当該有価証券（当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券。以下この号において同じ。）の買入代金の貸付けその他信用の供与をすることを約して、

の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

十四 (略)

2～4 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)  
第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、顧客に当該有価証券の買入代金の貸付けその他信用の供与をすることを約して、当該顧客に対し当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うこと。



当該顧客に対し当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うこと。

四〇六 (略)

七 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み(当該親法人等又は子法人等が法第二条第六項第三号に掲げるものを行っている場合にあっては、同号に規定する新株予約権を取得した者による当該新株予約権の行使)の額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券(当該親法人等又は子法人等が同号に掲げるものを行っている場合にあっては、当該新株予約権の行使により取得される有価証券。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

八 (略)

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第二百三十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、登記事項証明書(個人であるときは、住民

四〇六 (略)

七 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行うこと。

八 (略)

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第二百三十六条 (略)

2 (略)

(新設)

票の抄本）又はこれに代わる書面を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百三十八条 法第六十三条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨

二 法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称

ロ 当該業務に係る出資対象事業持分を取得する適格機関投資家（当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名）の商号、名称又は氏名

三 法第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ 当該業務に係る出資対象事業持分の名称

ロ 当該業務に係る出資対象事業持分を有する適格機関投資家（当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名）の商号、名称又は氏名

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百三十八条 法第六十三条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、法第九十四条の六第三項各号に掲げる行為を業として行う場合には、その旨とする。

（新設）

（新設）

（新設）

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百三十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第六十三条第二項第一号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面

二 法第六十三条第二項第二号、第三号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十四条 (略)

2 法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十四条の二 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、変

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百三十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十四条 (略)

(新設)

(新設)

更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならぬ。

(登録申請書の記載事項)

第二百五十八条 法第六十六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 本店等の名称及び所在地

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十 (略)

十一 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二十一条第五号に掲げる取引(有価証券に係るものに限る)。

( )の委託の媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)、これに準ずる株券等(同項に規定する株券等をいう。)の買集め及び法第二十七条の二十二の二第

(登録申請書の記載事項)

第二百五十八条 法第六十六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十 (略)

十一 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二十一条第五号に掲げる取引(有価証券に係るものに限る)。

( )の委託の媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)、これに準ずる株券等(同項に規定する株券等をいう。)の買集め及び法第二十七条の二十二の二第

一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に  
限る。）の実施又は中止の決定（法第六十七條第二項ただし  
書に規定する基準に該当するものを除く。）に係る公表されてい  
ない情報を提供して勧誘する行為

十二〜十五（略）

十六 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国  
会社届出書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はそ  
の旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融  
商品市場若しくは外国金融商品市場における当該受益証券の買付  
けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該  
顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。  
）。

十七〜二十六（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介  
業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者  
をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業  
者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者  
が発行する有価証券（第百十七條第一項第三十一号に規定する有  
価証券をいう。）又は処分する自己株式の引受人となる場合にお  
いて、これらの有価証券（当該委託金融商品取引業者が法第二條  
第六項第三号に掲げるものを行う場合にあつては、同号に規定す  
る新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この  
号において同じ。）に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済

一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合  
に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報を  
提供して勧誘する行為

十二〜十五（略）

十六 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国  
会社報告書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はそ  
の旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融  
商品市場若しくは外国金融商品市場における当該受益証券の買付  
けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該  
顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。  
）。

十七〜二十六（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介  
業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者  
をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業  
者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者  
が発行する有価証券（第百十七條第一項第三十一号に規定する有  
価証券をいう。）又は売出しをする自己の株式の引受人となる場  
合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務  
の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、  
その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二條第  
十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該

に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る同条第十一項第一号に掲げる行為（当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>（価格未決定期間）</p> <p>第十五条の五 令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。）について法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書又は法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該届出書の訂正届出書又は法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。</p> <p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議</p>	<p>（価格未決定期間）</p> <p>第十五条の五 令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。）について法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書又は法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該届出書の訂正届出書又は法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。</p> <p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議</p>

決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第六十二条第二号において同じ。)を行う者が有価証券の引受け(法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式無償割当てを行う場合にあつては、当該株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が〇・一未満であ

決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。)を行う者が有価証券の引受け(法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 法第六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が〇・一未満であること。

(新設)



ること。

ロ 新株予約権無償割当てを行う場合にあつては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円（外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあつては一億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が〇・一未満であること。

三〇十四 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証

(新設)

三〇十四 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十二 (略)

(新設)

券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。

ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。

254 (略)

(公開買付け等事実に係る軽微基準)

第六十二条 法第六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。次条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであって、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等(令第三

254 (略)

(公開買付け等事実に係る軽微基準)

第六十二条 法第六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。次条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであって、当該買集め行為により各年において買い集める株券等(同条に規定する株券等をいう。)の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ることとする。

(新設)

十一 一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、当該買集め行為により買集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものに係ること。

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一十二（略）

十三 公開買付け等事実を知る前に法第六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取

（新設）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一十二（略）

（新設）

得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。

ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。

2  
4  
(略)

2  
4  
(略)